

障がいのある方が本人が運転される場合

戦傷病者手帳の交付を受けている者										障害区分	身体障害者手帳の交付を受けている者					
第3款症	第2款症	第1款症	第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
										視覚障害						
										聴覚障害						
										平衡機能障害						
										音声機能障害			注1			
										肝臓機能障害						
										上肢不自由		注2				
										下肢不自由						
										体幹不自由						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害		注3				
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害						
										心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は、直腸、小腸の機能障害						
										ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
										等級程度指数	18	11	7	4	2	1

注1 こう頭摘出による音声機能障害がある場合のみ対象とする。

注2 2級の1（両上肢機能の著しい障害）、2級の2（両上肢のすべての指を欠くもの）のみ対象とする。

注3 上肢のみに機能障害がある場合は除く。

障がいのあるご本人以外の方が運転される場合

戦傷病者手帳の交付を受けている者										障害区分	身体障害者手帳の交付を受けている者					
第3款症	第2款症	第1款症	第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
										視覚障害						
										聴覚障害						
										平衡機能障害						
										音声機能障害						
										肝臓機能障害						
										上肢不自由		注1				
										下肢不自由			注2			
										体幹不自由						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害						
										心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は、直腸、小腸の機能障害						
										ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
										等級程度指数	18	11	7	4	2	1
										療育手帳の交付を受けている者	愛護手帳 A 級					
										精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	1級の障害（自立支援医療の受給者証）					

注1 2級の1（両上肢機能の著しい障害）、2級の2（両上肢のすべての指を欠くもの）のみ対象とする。

注2 3級の1（両下肢のショパール関節以上で欠くもの）のみ対象とする。